

慢性疲労症候群患者への支援に関する意見書（案）

慢性疲労症候群は、日常生活を送れなくなるほど強い疲労が持続し、又は再発を繰り返し、仕事や作業後の神経免疫系の極度の消耗、記憶力や集中力の低下、微熱、咽頭痛、筋肉痛、筋力の低下、頭痛や睡眠障害などの症状を伴う病気であり、世界保健機関（WHO）の国際疾病分類（ICD-10）において、神経系の疾患に分類されている。

我が国では、労働人口の内に24万人の患者がいると推定されているが、診療を行っている医師が非常に少なく、地域的に偏在している。子供でも発症し、中には40年近く苦しんでいる人もいるという。苦痛を伴いながらも何とか仕事を続けられる人がいる一方、重症で寝たきりに近い人も多くいる。ほとんどの患者は職を失うほど深刻な病気でありながら、原因が解明されていないために、心因性と思われたり、詐病の扱いを受けるなど、偏見と無理解に苦しんでいる。

また、多くの患者は働くこともできず、介護が必要であるにもかかわらず、障害者施策の対象にもならないため、「制度の谷間」に置かれている。

国は、患者の実態を明らかにし、慢性疲労症候群の正しい知識を広めるように努めるとともに、医療と福祉の両面から、患者の命と暮らしを支える施策を早急に整えるべきである。

よって、東京都議会は、国会及び政府に対し、次の事項を実現するよう強く要請する。

- 1 厚生労働省に、慢性疲労症候群専門の研究班を設置し、重症患者の実態等を調査し、病気の原因を究明すること。
 - 2 慢性疲労症候群が深刻な器質的疾患であることを認め、医療関係者や国民に周知し、患者が全国のどこにおいても診察を受けられる環境を整えること。
 - 3 誰もが人間らしく尊厳を持って生きる権利を守る立場から、慢性疲労症候群患者の意見を十分に聴き、その実態に即した福祉制度を確立すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年6月 日

東京都議会議員 中 村 明 彦

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
厚生労働大臣

} 宛て